様式第35号(第37条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　印

駐車場使用許可書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった駐車場の使用について、丸亀市市営住宅設置及び管理条例第43条の規定により、裏面記載の条件を付して許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 駐車区画番号 |  |
| 使用開始日 | 年　　月　　日 |
| 自動車 | 登録番号又は車両番号 |  |
| 車名 | 　　 |
| 車両の形式 |  |
| 車台番号 |  |
| 所有者名 |  |
| 使用者名 |  |
| 駐車場使用料 |  |

* 許可書裏面

許可条件

１　禁止行為

　　使用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

1. 使用許可を受けた自動車以外の自動車を駐車すること。
2. 駐車区画を第三者に転貸し、又はその使用についての権利を譲渡すること。
3. 駐車場内に発火、引火若しくは爆発のおそれのある物品又は他の者の駐車の支障となる物品を持ち込むこと。
4. 駐車区画の現状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
5. 駐車区画を自動車の駐車以外の用途に変更すること。
6. 自動車としての機能の一部又は全部を失った状態にあるものを駐車すること。
7. 前各号の掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

２　使用許可の取消等

　　使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡を命じます。

1. 不正の行為により使用許可を受けたとき。
2. 市営住宅の家賃又は駐車場の使用料を３月以上滞納したとき。
3. 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
4. 正当な理由によらないで、15日以上駐車場を使用しないとき。
5. 市営住宅設置及び管理条例第44条に規定する使用者資格を失ったとき
6. 前項に掲げる禁止行為を行ったとき。
7. 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。

３　市長の免責

　　市長は、駐車場内における自動車等の盗難又は損傷、人身事故等が発生したことにより使用者又は第三者が損害を被ることがあっても、その賠償の責めを負いません。

４　使用自動車の変更

　　市営住宅駐車場を使用する許可を受けた自動車を変更するときは、必ず申し出てください。